

学生運動の発展のために
革命運動の戦列を強化せよ

1973年5月

怒 濤 社

パンフレットの発行にあたって

日本における「学生運動」は、これまで、客観的にみてよしかれあしかれ階級闘争に大きな影響を与えて来た。

大学生が、全員加盟制の自治会に拠り、大衆的な闘いとして「学問の自由と学園の自治、平和と民主主義」（全学連規約）を呼んでたちあがって以来、一般に「学生運動」として称される運動が成立してきた。この自治会—全学連運動として展開された学生運動は、戦後まもなくから五〇年代後半まで日本共産党の影響力のもとに組織されていた。しかし、一九五八年の日本共産党の「右翼日和見主義者」—中央指導部に対する全学連中央執行委員会の意見書提出以来、日共党内の対立は激化し日本共産党中央は、「全学連」の分裂をはかり、学連内共産黨員を相ついで除名し、六〇年「都自連」を組織し「全自連」を組織した。もはや、この時点から、学生運動は、いくつもの「全学連」運動として展開されたり、「学生同盟」運動として一党派や党派連合によって組織されるケースが多くなったのである。とりわけ、一九五八年、日共被除名メンバーを母体として生れた「共産主義者同盟」（わが委員会はその組織系譜を継承する）の影響力をうけた時期の全学連が、共産同の崩壊によって革共同全国委員会の影響力の下に入るころから、加速度的にこの傾向が強まった。

現在では、全国自治連合運動は「全学連」を名のる四つの組織にわかれているという現実がある。一九六八年の「東大闘争」「日大闘争」を頂点に闘争委員会運動が自治会運動とは別個に組織され、全国的にもこの闘争委員会の連合として「全国全共闘」が組織された。

しかし、全国全共闘も、沖繩問題をめぐる主張の相異を直接的な契機として、全国的組織としての機能を果たさなくなった。

「学生運動」が統一的な組織をもって展開されてきた歴史は、基本的に一九六〇年の安保闘争までで終えんしており、単一な組

級の運動としての評価を与えることはできないし、できても「階級闘争に大きな影響を与えてきた」としてしか表現を与えることができない。

現在では、学生運動を「学生運動」として組織することを否定し社会主義や共産主義的なイデオロギーのもとに組織される組織体をのみ意味あるものとして位置づけ特殊に「学生」自身の組織化を方針としない。諸党派、また「反帝」を基軸とした結集体を意味あるものと評価する党派が多く存在すること。

学生運動を「学生運動」として組織することを確認し、自治会運動、「全学連」運動をおしすすめる部分でも「全学連」の名は自称にすぎず、日共系、中核系、革マル系、革労協系の四つの「全学連」が並存していること。これらのことからして、そのそれぞれの「学生運動組織」が、階級闘争に与える影響は各々異なるといわざるを得ない。

すなわち、「学生運動」が一元的な影響を階級闘争に与えているのではなくそれをトータルに表現できることもできないのである。

そして現在、「学生運動」の推進方向についていくつかの見解が出されている。

日本共産党は、「学園の自由の復活」・・・「暴力学生を排除」——「告訴、告発」をもって、戦闘的な学生を排除することに躍起となっており、革共同革マル派は「革命的な学生運動」なる「反帝反スタ」の思想を獲得させるための運動を推進しており、革共同中核派は、「内乱」のための学生運動を提唱し、第四インター日本支部は、「社会主義をめざす学生運動」「内ゲバを排した全国統一組織の再建」を語っている。

社青同解放派は、「学生の階級化」なるものをその路線としている。

ブント諸派は党一軍一「反帝統一戦線」の中に、学生戦線の運動をすべて統合する方針を一様に示している。

学生運動のこのような状況に対する共産主義者の指導性とは何であろうか。「統一」や「学生共通の利益」を求めるという思想があるべきものとしてまずはじめにあるのではない。現に、学生によって担われた運動は自治会、自治会連合が組織分裂したり、自治会以外の闘争組織ができた歴史をもちながら展開されてきた事実にもふまえて、こうした思想の是非を考えてみるべきである。

また、「学生」という客観的存在が国家権力を握った階級の「教育の対象」であり、それ自体として自立的存在ではない。かつ直接的に生産手段に対するかわりによって規定されない社会的には未分化の存在であり、資本家階級や労働者階級など具体

的な生産関係にもとづいて規定されるものでないということ踏まえなければならぬのである。このことは、「統一」を否定したり、「革命的な学生運動」とか「プロレタリアに獲得された学生運動」など、きわめて限られた学生による学生運動組織を対置することを全く意味するものでもない。

学生運動を「学生共通の利益を求める運動でなければならない」と規定する路線も、また、逆に「革命的な学生運動」という形に表現される「共産主義」的同調者だけの運動を学生全員加盟の自治会運動に対置する路線も、プロレタリアートの解放闘争にとつてプラスではない。

「学生」は、どんなに観念の上である特定の階級の立場に立とうとも物質的生産過程の外で「教育」されている限りにおいては、「学生」という社会的位置からはなれるわけではない。

したがって、学生が学生だけの組織に抛り私学経営者、公立学校管理者に対し、あるいは、教育行政を統轄する政府、文部省や自治体行政への要求・抗議・弾劾という形式で運動を展開することを否定しても仕方のないことである。

この要求は、出身階層のちがいがいなどに規定されて労働者の場合よりもはるかに不定形であり、不統一であるがこのような運動がおきることとはひとつの必然をもっている。しかし、それを「学生運動は共通の利益に立脚しなければならない」とまとめる必要はさらさらないのであるという実践として階級的には未分化の存在である学生の共通の利益から生れる運動といえども、それが、支配階級のイデオロギー的攻撃、支配階級の政策の貫徹と衝突している時に、それに対して支持を与え、運動全体が支配階級を攻撃し、労働者階級と連帯する必要を学ばせることは革命政党の任務である。

だが、「学生」個人という存在はどの階級に属するという存在でないが、「学生」に身をおいている人間が抑圧階級と被抑圧階級の闘いから個人個人が全く解放されているわけではなく、「学生」として限定された範囲で行動をおこすことにとどまらない。先進的な学生は「人民一般」の形をとって、しかも常日頃闘っている「学生組織」を丸ごと動員して政治的闘いに決起してきたのが歴史の現実であった。若く正義心の旺盛な学生は政治的闘いが高い、闘いの持続性に乏しい。

日本共産党は、こうした学生の闘いと労働者階級の闘いの相異にふまえて指導するかわりに学生の共通の利益の闘いを国民の民主主義的運動の一翼であるなどということによって学生の小ブル的闘いをそのまま認する指導を行っているのである。

「学生の圧倒的多数の要求が・・・憲法と教育基本法の民主主義的原則の実現という民主主義的要求であり・・・国民多数の共通の民主主義的性質の要求である」(理論政策五月号)は、このひとつの表現である。

他方、「革命的學生運動」だの「反帝學生運動」だのと称する運動を築こうなどとする傾向は、「學生」運動それ自身のもつ非労働的性格及び常に運動が小ブル的な歪曲に陥りがちである現実を小さくセクト的に固まることによって回避しているのである。

これまで、一九五八年までの日本共産党——一九五八年の共産同盟——一九六六年再建共産同盟——労共委の組織系譜において、われわれは少なからざる影響を學生諸君に与えてきた。わが委員会の中のあるメンバーは、かつての全学連の指導的メンバーであったし、社会主義學生同盟の全国的指導部であった。また委員会は「共産主義學生戦線」の建設に指導的役割を果たした。

わが委員会が學生運動を「學生の生活と権利の防衛」としておしすすめてきた路線「社会主義學生同盟」運動の総括にもとづいてうち出した「共学戦」という組織路線、またその限界の指適については怒濤三四、三五、三六号の高谷論文に基本的には記述されている。この論文に関しては「革命的政闘闘争」を提起した部分を除いてはなお、革命的學生が發展させなければならぬし、發展させるべき総括であると思う。

このパンフレットにおいては、少なくとも「學生運動」を「學生の共通の利益でなければならぬ」的に、しかもそれ自身が「国民の要求と合致する」と美化する日共の政治的指導性に対して批判を加える。

また「學生運動」を「革命運動」や「労働運動」に肩がわりさせようかのように考え指導する傾向をはっきり批判することを課題にする。

現在、筑波大学法案が国会に上呈され、日本の資本家階級が彼らの支配のための彼らの側からする「教訓」を、この制度の中に体现しようとしている現在、労働者階級の側も教育制度教育内容、学問研究機関の再編として提起される政府の攻撃を學生独自の問題としてでなく、まさに階級支配の政治の問題として扱えなければならぬ。

わが委員会は、これまでの一切の観念的な運動から解放され、學生運動の發展につとめ、またプロレタリア解放闘争の前衛戦士としてわが戦列に加わることの重要性を訴えるものである。

學生の闘いは、革命運動の中でいかに 位置づけられ發展させられるべきか

労働者共産主義委員会

日本支配階級は、労働者階級人民に対する抑圧的性格をますますあらわにしている。

日米の反革命軍事網の強化、再編、変らぬチヌー、ロンノル政権への支持、自衛隊の沖繩派兵の強行、大資本擁護—人民の生活破壊の「列島改造計画」、インフレ予算による軍事力増強大資本優遇政策、刑法改訂と保安処分、優生保護法、出入国法、筑波大学法案の上程そしてさらには石川氏に対する差別裁判の再開続行等々—今、政府支配階級は、労働者階級人民の社会的、政治的生活のすべての面にわたつて、搾取と抑圧強化、分断支配、闘争破壊の攻撃をかけている。

このような支配階級の攻撃は、ぬけ道のない資本主義の矛盾にもとづく危機への対応策であるとともに、抑圧支配に抗する広範な労働者人民の決起をふみつぶし、自らの支配の安んじをこい願ひ必死の攻撃でもあるのだ。この事実を、労働者人民の武装した闘いの發展をあらゆる意味でも根絶させんとする公安

—政治警察、をつかつた死にもぐるいの弾圧にはつきりとみてとることができる。

議会主義政党、社公民はいわずともがな、日共は「国会を人民に俸仕する道具に変える」として現存の国家机关の改良を目標としつつ、ブルジョア議会主義に自らをますます純化させ、支配階級の排外主義的宣伝に唱和し、労働者人民の怒りに満ちた広範な決起に水をさし、その決起を中心的に担っている人々を権力に売り渡すという策動を強め、一切の闘いを議会内での日共議員の拡大に従属させている。また革命的左ヨクを自称する人々にあつても、労働者階級人民の闘いと固く結合し、その闘いに目的意識性をもち込み、革命の勝利に向け闘いの戦列を拡大發展させるのではなく、観念的言辞にうつつをぬかし、口先の「闘い」で自己満足しているものがある。

このような中で、支配階級の抑圧と断固として対決するのみならず、革命党(労共委)を強化拡大し、労働者人民の闘いと

に一九となつた闘いの必要性を理解した時、はじめて生れうるものである。

全共闘が存在する中では先進的學生が全共闘の強化拡大、全共闘をもつてする闘争の戦闘的かつ全学的発展のために全力をあげて活動することは正しいことであつた。だが現在のにもそれをあてはめ、學生自治会はもう古くなつて闘いには役立たないとして、自治会に対立させるものとして将来の全共闘の母体などという意味付与して、闘争組織を結成するのは正しいとはいえない。種々の闘争組織は、自らがとりあげている闘いを闘ううえで、その闘いにふさわしいように組織すべきであり、また中途半端にはなく、ある意味では専門的に持続してその闘いの拡大強化のために活動することが必要である。例えば、相模原での戦車輸送と対決するための「戦車輸送阻止闘争委」とか、狭山差別裁判を暴露し、石川氏と連帯して闘うことを目的とする組織、あるいは「公」害と闘う住民組織と連帯して活動する組織——これらの組織は、闘う課題を明確にし、ある意味では専門的に持続して、闘う課題が実現されるまで持続的に闘い抜く組織である。またこれらの組織は個人加盟の単一組織としても結成されるし、また自治会なども含めた種々の組織の共闘組織としても結成することが可能である。

これらの闘争組織は、現在先進的學生によつて組織されており、闘争において重要な役割を担つてゐる。

を定期的かつ重要な闘いに際しておこなうこと——これらの必要最低限の活動が実行にうつされなければならない。

わが委員会の學生黨員は、學生組織の中で、わが委員会の利益のために闘うことはもちろんであるが、しかし學生の組織の活動と委員会の組織活動とを厳密に区別したうえで、セクト的にひきまわすことによつて學生の組織の一大衆的かつ創造的な活動を阻害することと闘い、その學生組織の一員としての責任をまっとうするよう活動しなければならぬ。學生組織に黨員を派遣している細胞は、委員会の見解、運動に対する態度を大学に即して独自にビラ、パンフの配布および集会の組織化をもつて示し、學生組織内部の黨員と連帯して、多数の先進的學生を委員会に獲得するよう努めねばならぬ。

そして、學生の多数が、わが委員会を支持し、労働者階級の闘いと連帯して決起するよう促し、プロレタリア解放のために闘うよう促していくことが必要である。

(2) 種々の反動的傾向との闘いについて

學生自治会のみならず學生の種々のサークル、闘争組織において、革命的學生は、學生の闘いを大学制度の狭い枠にとじこめる傾向と闘うのみならず、全政治の分野において種々の反動的傾向と自らを厳格に区別し、労働者階級と連帯して闘うようすべての先進的學生を促していかなばならぬ。

だが多くの學生自治会活動をみた場合、全學生の意志を代表する組織として、これらの闘争組織が担つてゐる闘いの課題をとりあげ闘つたり、また政府・支配階級の攻撃と対決していく活動する点においては、まだ極めて不十分である。全共闘の崩壊以降、日共・民青などが全共闘に結集し闘つた學生に対する権力の弾圧につけてこんで、自治会を占拠した例もある。これらの日和見主義者は、自治会の財政を利用して、改良主義、排外主義、小ブル平和主義の宣伝にこれつとめてゐるのである。

革命的學生は、こうした日和見主義者の自治会占拠を許してはならず、目的意識的にメンバーを配置し、かれらの影響力を一掃し、全學生を闘う自治会の下に結集させるべく奮闘しなければならぬ。

そしてソヴェエト運動とか内乱型全学連とか革命的學生運動とかいう誤つた主張と闘い全世界の闘う人民と連帯し、支配階級の侵略と抑圧、収奪強化など大衆的に対決する。闘う自治会の地区の連帯をはかり、共闘関係を拡大していくことが重要である。

革命的學生が日和見主義者と闘い自治会で活動していくうえで、留意しておかねばならないのは、目的意識的、系統的活動をおこなうことである。クラス討議を定期的に組織し、政治暴露をおこない、闘いの方針を具体的に提起していくこと、クラス委員の獲得に努め、代議員などや、大会において、独自の提案を準備し日和見主義者とのちがいを明確にさし示すこと、全学的なビラ入れ

現在日共、革マルと闘うことが重要である。

①日共は、「大学の自由回復」の美名の下に、日共・民青の反人民的敵対行為や日和見主義的主張を糾弾し闘う多くの先進的學生に対して、「受講が妨げられ、教員の授業、研究が妨害される」ことを対置し、「広範な民主勢力とともに暴力を一掃し大学の自由を要求する委員会などを設け」「当然の正当な法的権利を行使してきびしく社会的制裁をくわえることが必要である」として、権力に「告訴、告発」することを支持すると主張している。（「当面の學生運動の特徴と党の任務について」——一九七二・十・九「理論政策」七二年十一月号参照） また同論文で「學生自治会が……大学運営における學生参加の単位となるべき組織」とし、そして「授業や試験を拒否するいわゆるストライキを機械的にいかなる場合でも万能のものとして位置づけるべきではない」と主張している。

これら日共の主張は、第一に學生の授業や研究活動を小ブルジョアの観点から評価し、それらを擁護するというものでありまた教員の授業、研究活動が広範な労働者階級人民の利益と多くのが無縁な地点で、ブルジョアジーの要請にこたえるものであるというこの現実を支持するものであり、徹底的に反動的なものである。第二に、現存する大学制度が、資本家階級の利益にそつよう組織され、また「教授会自治」論の主張者たちにみられたように、階級闘争とは一切無縁な地点に存在している

かのような「学問、科学の中立性、超階級性」なる主張、現在の大学制度が、まさしく超階級的な機関でもあるかのような主張を擁護する反動的なものである。第三に、学生が労働者階級とともに政治的に決起し、この社会のあらゆる矛盾に反応し闘うということを自らの小ブル的な欲求の上におき、授業放棄、スイライキ、バリスタを闘争手段として闘うことに敵対し、学生の小ブル的欲求を賛美する主張である。

革命的學生が、こうした日共「民青」の反動的な主張と活動を粉砕していくことは、多くの學生を広範に闘いに導き入れ、労働者人民とともに支配階級と闘いぬいていく上で必要不可欠である。また日共「民青」が、先進的學生を権力に売り渡す策動を強化しようとしていることに注意し、断固として反撃し、大衆的にその策動を葬り去ることが必要である。

②革マルは、昨年十一月八日早稲田大学での川口君虐殺を契機として、自らの反動性を自己暴露してきたのであるが、しかし革マルは、川口君の死が「事実上はみだし行為を走った一部の未熟な仲間によつて、今回の事態は生み出された」と意面もなくのべたて官僚的自己保身を策してきた。

だが、現在、革マルは、多くの先進的學生の糾弾と大衆的な自治会再建の闘いの中で、反動的ひらきをおりを行つてゐる。それは「向自的を党派闘争の主体的推進構造の解明」なる主張のもとに提起されている「党派闘争のための党派闘争」なる主張

張である。この主張は、これまで中核派との間で主としてとられてきた党派解体方針を、川口君問題を契機としてより反動的な形で一般化せよとするものである。

その内容は、①「党派関係の特殊な状況という主客の現実的矛盾に触発されて、われわれはある一定の党派を組織的に解体していくという目的（直接性）をもつことになる」②「主要な手段としてのイデオロギー的・組織的を闘いととも、この闘いを促進していくものとしての暴力の行使をも補助的な手段として本質的に位置づけ（る）」③「現実（形態）規定」として「aイデオロギー闘争を軸としたたかいかい」「必要に応じては暴力の行使をとまたたたかいかいをおし進めていく」、b特殊な運動の組織化（b1）あるいは党派闘争の大衆的規模での推進（b2）を軸としたたかいかい」「このたかいかいにおいては、多かれ少なかれ武装を不可避とする」（革マル「共産主義者」第二〇号P101）というものである。

一言でいえば、「党派闘争のための党派闘争」とは「党派闘争」を自己目的に展開するということであり、必要ならあらゆる手段を投じて、他党派を解体することを自己目的化するというものである。

わが委員会は、プロレタリアートの利益、その解放闘争の利益のために、一切のあれこれの条件をつけずに、反動的党派の解体のために闘う。その場合、必要ならあらゆる手段をもつて

闘うであろう。かれらにあつては、ある対象を総体的にはなく個別的にとり出し、それを観念的宣託に照らして合わないものを「否定的にとらえ返し」とし、経済主義的活動を「のりこえ」のために闘う（「のりこえの論理」と称している）のである。党派闘争の自己目的的展開とはその必然的帰結なのである。

こうした「主体的推進構造」なるものの反動性は、党派闘争に限らず、かれらの運動の本質的内実を形づくっている。例えば革マルのベトナム人民の解放民族戦争への態度をみてみよう。革マルは先ず第一に「のりこえの対象」として民族解放戦争をとらえる。第二に、その担い手が「スターリニスト」「民族ブルジョアジー」「都市小ブル・インテリゲンチア」「小農民、プロレタリア大衆」であるにとらえる。第三に、第一、第二から「民族解放戦争は、まさに反米帝、反チュー闘争の民族主義的な疎外形態であることが明らかとな（つた）」とし、第四にこれを「左ヨク的II革命的にのりこえていくために」「解放戦線の……換骨奪胎をはかり、スターリニスト党を解体していく」といふものである。この主張は、ベトナムにおける階級闘争の歴史、階級構成、民族解放の果す階級の役割、世界の階級闘争に果している現在の役割とその意義などを一切捨象した観念論者の反動的なモウ論でしかない。

革マルのこれらの主張における反動性は、第一に、蜂起、革

命戦争の準備に対する小ブル的本性からするむき出しの敵対にある。かれらの「のりこえ」運動とは、異なる闘いを戦闘的に展開する部分への恐怖、現存秩序を革命的に転覆させることへの恐怖に支えられ、労働者人民の自然発生的、改良的闘争を一步一歩戦闘化（革マル的な）させるといふことを目的にしたものである。第二に、黒寛の観念的II小ブル的ご宣託に合わせて階級闘争を解釈することである。具体的なものの中に本質的なものを見出すのではなく、観念的世界観では当然のこととしてとらえきれない階級闘争の豊富な内容を、ハミダンとして切り捨てるか、スターリニズムの「現象形態」(1)として「レング」を示し、異端者のまつ殺を策動するのである。革マルが革マル式「党派闘争」の反動的一般化をおこなつていくという事実、革命的學生は注意をはらい、革マルの組織的敵対を粉砕すべく闘いを強化していく必要がある。暴力的敵対には武装して反撃しつつ、イデオロギー闘争を圧倒的に強化し、革マルの反動的妄論をきれいさつぱりと粉砕しつくさねばならない。

学生の闘いにおける

労働者共産主義委員会の方向

(一) 革命的学生の 任務の重要性

今日、学生戦線において活動している革命的学生の任務の重要性はどういうところにあるのであろうか？

この任務の重要性は、現在の、革命運動をめぐる状況に規定されている。

現在、日本の労働者階級は、昨年の衆院選挙の結果に示されるように、未だ社会党、共産党、をその多くが支持しているか、その影響下におかれている。ブルジョア民主主義に対する幻想は広汎に存在しており、社会党、共産党の小ブルジョア平和主義と決別していない。

しかし、昨年と今年の労働運動にみられるように、労働者の労働条件や賃金をめぐるストライキ闘争が増大していることに注目しなければならない。

また労働者階級とともに、部落解放運動の断固とした闘い、

いるばかりである。

ここ五、六年間の日本における階級闘争は、労働者階級の一定部分を最前線に登場させている。また、資本家階級の利益に完全に奉仕する自民党が占拠する現在の政府の政策が、広汎な労働者階級被抑圧人民の反抗に直面している。

労働者階級、人民を現在のブルジョアジーの支配のもとに近づきとめておく役割を果している日本社会党や日本共産党と断固として闘うこと、彼等に対して「左翼的のりこえる」と称して、その日和見主義的観点のもとに、蜂起の準備に反対し、反動的態度をとる革共同革マル派と、断固として闘うことは現在、全ての革命家の緊要な任務となっている。

それとともに、われわれは、労働者階級人民との結合を強めるだけでなく、蜂起と革命戦争の勝利的完遂のため、全世界人民の団結の促進のために、武装組織を建設することをはじめとして、革命党自身が、敵階級との武装闘争を遂行する機関として一切の準備をなしとげなければならないのである。

党の勢力、党を支持する人々は蜂起を達成し、革命戦争を完遂するために、その全ての必要な部署を分けねばならない。遂するに、その部署における活動を、たとえどんな困難があろうと、出来る限り前進させなければならないのである。

今日、日本共産党、社会党は、資本家階級と権力に対する武装闘争を根絶させるとかいって一層の敵対を強めている。革

農漁民の内部に自民党政府の政策に対する不満も拡大しているのである。

この間、日本における革命運動においてわが委員会は次のように活動の転換をすすめてきた。

第一に、全世界のプロレタリアートの解放のために、現実的に、党活動の世界的展開を推進し、全世界の労働者階級人民の実際の団結を強化していくこと。

第二に、われわれが「経済主義の克服」として鮮明にうちだしてきた資本家階級とその権力の打倒のために、自らの一切の活動を系統づけることである。

第三に、党活動の前進のうちに革命の現実性を把みとり、党の強化をふだんにかちとってゆくことである。

この、われわれの鮮明にしてきた党活動の方向に対して、まじめに考えざるをえなくなっている部分もある。

このような、わが委員会の活動の転換は、今ようやくにして、日本のプロレタリアート人民の現実的な運動に結合を開始して

ル派もまた「蜂起盲想主義」と称し「武装蜂起主義反対」の立場において敵対を進めている。革命的学生の任務の重要性は彼等と徹底して闘い抜き、勝利しなければならないことのうちにある。

(二) 革命的学生の任務

学生は、中間的な社会層でありプロレタリアートの同盟軍ともいえない。だがしかし、学生層の一部がプロレタリアートの革命的役割を知り、その現実の革命的行動と連帯して闘うことは、おおいにありうることである。

学生は、社会の諸階級の子弟であり、又、将来において諸階級層に分化するという条件にある。また、大学に学ぶということから、政治的関心が高く、それに敏感に反応するものである。したがって、学生の種々の運動において、プロレタリアートの闘いと連帯を強め多くの学生をプロレタリア解放闘争の戦列にひき入ることができるし、引き入れなければならないのである。

革命運動の強化、発展のために奮闘せよ

プロレタリアートと直接的にはその階級の利益を同じくしない学生戦線で活動する共産主義者の任務は全体の革命運動の成長に規定されるものでなければならぬ。権力奪取に果す学生役割を観念的に思いえがいた上で革命的学生の任務をたてるというやり方は完全に間違っている。

こうした傾向は、六九年以降、無党派系の活動家諸君が、学生の闘いに限界を感じ、大学と学生をみすてていったことにみられる。

革命運動の強化発展という見地は党的な、組織上の立場にたつことによって、明確に、把握されるものである。すなわちプロレタリアートの解放と権力の奪取のために闘う立場を必要とするものである。

『ブルジョア大学制度の解体』 という主張について

全共闘運動の昂揚期に「大学解体」という主張があらわれた

ブルジョア大学制度に対する批判は、これまでブルジョア大学の解体、という形でなされたが、実践的にはプロレタリアートの独裁による社会革命の内容の問題としてつきださなければならぬのであった。

問題は、大学制度に対する実践的態度が、あたかも、学生の内部における先進的部分の固有の問題であるかのように取り扱われたところにある。何よりも労働者階級の、そして被抑圧人民の実践的問題として、実際上の行動まで必要としたのである。

革命的学生の任務

学生戦線において、革命的学生が直面する諸問題は、こうして、全体の革命運動と革命戦線の状況に規定されているものである。

革命的学生は、まず資本家階級とその政府に対する闘争の戦列を学生の中に築きあげるために活動することが必要である。日本の学生運動は、戦後、政府の諸政策に反対する労働者人民の運動の戦闘の一翼を担ってきた。

政府の諸政策に反対する闘争、あるいは、反政府大衆運動は、労働者階級を、又学生をも訓練し戦闘能力、組織的団結を高める重要な実際上の場であり、革命運動と革命勢力の成長のバネ

がこうした主張は、大学制度だけをとりだし、それを解体できるかの如く考える狭い見地である。

また、プロレタリアートの闘いの前進の見地ではなく現在の大学制度への自然発生的反抗の表現であった。

現在の大学制度は資本家階級の利益に奉仕するものでしかない。

第一に、科学上、技術上の諸成果は、生産手段を所有している資本家階級、国家権力を握っている資本家階級が、その利潤追及、国家目的のために最もよく利用しようものであって、プロレタリアートに対する資本家の搾取に役立てられている。

第二に、ブルジョア社会における大学教育は資本家階級の政治的経済的、イデオロギー的支配制度の再生産を支えるものである。

大学教育は、ブルジョア国家機構や企業などの上、中級層、ブルジョアイデオロギーを養成し、ブルジョアジーの階級支配の再生産を支えている。

従って、労働者階級は、自らの経済的解放のためには現在の大学をそのまま役立てることはできない。ブルジョアが、彼等の階級と彼等に奉仕する下男と彼等に対する賃銀奴隷を使いだすためにつくりあげてきた教育、研究制度を、プロレタリアートは政治権力をにぎることによって自らの利益に沿うよう根底から改造しなければならないのである。

である。しかしまた、バリケード、デモ、ストなど反政府大衆運動それ自身の発展がプロレタリアの勝利に直結することはありえない。敵の武装力を解体する自らの用意周到な武装力による蜂起の勝利が不可欠なのである。広範な反政府運動はプロレタリアート人民の戦う団結を強め、蜂起の勝利をも支える一つの条件となるものである。プロレタリア解放闘争を前進せしめる見地から、学生を政治的に教育していかねばならない。

さらに、革命的学生は戦闘的な学生を、労働者の中に大量に送りこむため、目的意識的な活動をなさねばならない。プロレタリアートの内部における革命勢力の成長は、蜂起と権力の樹立における根本問題である。われわれは、われわれの勢力が、プロレタリアートの内部では未だ小さなものであること、その圧倒的多数を動員できないでいることをかくそうとは思わない。だから、戦闘的な労働者が、学生の卒業生や中途退学者として続々とおくりこまれることはこの要請に断固として適うものである。

また、学生の中からも革命家が育てられなければならない。学生は小ブル的で確信がなく、動揺しやすいいわゆるかもしれない。たしかに、学生は、そのインテリ的な性格からして、政治的、社会的問題にたいし、鋭敏に反応し、社会の様々な矛盾にたいし憤激しその改良、改革のための闘いに参加するが、プロレタリアートの利益を貫く実践的立場に確固として立つこ

とはなかなかむずかしいことである。

だが、ブルジョア社会にたいする科学的洞察、プロレタリアートの地位とその歴史的役割にたいする洞察、プロレタリアートの解放のために活動するという確固たる立場にたち、組織的訓練をつむならば、学生出身であったとしても立派な革命家として、プロレタリアート解放のための先進闘士として闘い抜くことができる。

労働者人民に奉仕し、プロレタリア解放のために、英雄的、かつ不屈に闘う革命家を大量に輩出しあらゆる部署で、敵の本格的包囲を組織する任務をなして、いくようにすることは、決定的に重要になっている。

また革命的學生は、科学者・技術者・インテリゲンチヤと共同し労働者解放闘争の戦列を強化するために活動することも重要である。

科学者や技術者、研究労働者、インテリゲンチヤは、大学にのみ限定された存在ではない。だから、このグループに対する関係は革命的學生の任務からだけではない、もっと広い角度から考えなければならぬものである。

現在の社会における科学者や技術者、研究労働者、インテリゲンチヤの存在は又資本家的生産関係に規定されている。

現在社会の唯一の革命的な階級であるプロレタリアートは、自らの解放のために、インテリゲンチヤを断固として自分達

の味方にしなければならぬ。科学者、技術者、インテリゲンチヤは、プロレタリアートの解放だけが、自らの活動を意義あるものたらしめることができること、又精神労働と肉体労働の分裂の消滅にむかうことができることをしっかり学ばなければならぬ。この点に関しては、怒濤八号に詳しく述べられている。

以上のことをふまえるならば、科学者や技術者、インテリゲンチヤが、その科学上の知識、成果技術を革命勢力に提起すること、又自ら参加して担い、使うことは革命的なことである。革命的學生が大学のインテリゲンチヤの誤った見解と闘い、プロレタリアートの利益のために闘おうとする部分と共同して活動することは階級闘争を前進させるものである。

最後に全世界人民の実際の団結を促進させるために活動する地点に立つ必要がある。

日本における蜂起と革命戦争の完遂、プロレタリア独裁権力の樹立は、諸国の革命運動の進展と密接にむすびつくことなくして勝利しえないし、またそれなくして革命権力は歪めざるを得ない。六七年に全学連の學生がはじめて棍棒を準備しそれ自身を固めて警察を攻撃したとき、彼等は、ベトナムの労働人民の武装闘争の提起する精神的援助を受けていたのである。又この全学連の闘いはベトナムの解放民族戦線に対する精神的援助にもなったであろう。

全世界人民の団結は、プロレタリア解放の事業において根本的な任務であり、いつどんな時でも、この任務をあいまいにさせることはできない。

プロレタリア国際主義は、口先の連帯や単なる表明ではなく、何よりも實際行動、實際上の組織上の結びつきのなかに存在するものである。

革命的學生は、そのよい見本を日本の労働者階級人民に対してばかりでなく、全世界の人民の前に示し、全世界人民の実際の団結を促進しなければならぬのである。

革命的學生は、全世界人民との団結をたえず提起し、學生を訓練しなければならぬのである。

(三) 革命的學生の活動について

革命的學生の任務は、広範な學生に対する生きた政治教育、闘争と組織化を通じて達成されるものである。

革命的學生の活動方法を考慮する上で前提的におさえなければならぬのは、學生内部における政治的分化、対立である。レーニンが主張したように學生の「政治的分化」は必ずでありその間の「境界線」を明確にさせねばならない。われわれは學生の様々な闘争が、反動的、反革命的でない限りかれらの政府

大学当局との闘いを支持、援助する。

共産主義者は様々な闘い、運動を組織しブルジョア民族主義者やブルジョア民主主義者へのヘゲモニーをうちくさし、學生をプロレタリア解放の闘いに連帯させ、革命運動へ引き入れることが必要である。そのために、學生共通の立場に立つことなく、プロレタリアートの利益を實際に追求する見地から、學生層の政治的分化を明確にしプロレタリア解放闘争へ同調する部分をつくりださねばならないのである。以上のことから活動上の重要な点として次のことを明確にしておかなければならない。

①組織による宣伝、煽動の重要性、學生内部における分化、対立は、プロレタリアートの利益に立つ部分、小ブルジョア的な展望を抱く部分、科学至上主義における部分、自己の将来をブルジョア階級の一分子、或いは社会上層、或いは管理者層として想いえがき、現在の政治、社会体制を意識的に擁護する部分、ブルジョア民族主義を積極的に主張する部分などである。この分化、対立において、革命的學生は、イデオロギー闘争を重視し、攻勢をとり、分化、対立をおおいかくすのではなくおしすすめ、諸傾向を解体し、味方をふやさなければならぬ。そして、味方の内部における観念的傾向、個人主義的、無政府主義的傾向と闘わなければならない。このような活動は、党組織による活動でなければ果しえない。學生自治会や種々の団体の宣伝活動ではこの目的に沿うことはできない。この方向における

活動の内容は基本的にどのようなものであるか。広範な学生に對して、社会のあらゆる出来事について、その根底的なバクロを組織し、プロレタリアートのみがこの社会を揚棄しうる階級であることを示し、政治的闘いへの決起をプロレタリアートと共に起こうことを煽動すること。そして、ブルジョア諸科学（社会科学、自然科学を問わず）の批判とイデオロギー闘争を強固に組織すること。全世界の労働者人民のおかれている状況とその運動をできる限り知るよう努め、これまでの階級闘争における労働者階級の経験に学びつつ、それらをバクロし宣伝煽動して、広汎な学生労働者階級の連帯した闘いに組織し支配階級と勇敢に闘い抜いている全世界のあらゆる労働者人民の組織と結合し、共同した闘いを実現することである。

これにつけ加えて、反動的諸政党に対する批判活動が宣伝煽動の活動において重要な位置をもっていることをつけ加えておかなければならない。

②大学当局、政府、資本学階級に対する大衆的闘争を組織することの重要性。

現在の学生諸々の組織の中で、この組織の一員としても種々の政治的諸問題をその具体的な階級矛盾のあらわれにおいてとらえ、徹底的な暴露を組織し、デモを煽動し、実行するだけでなく支配階級や政府の具体的な行動を阻止する戦闘行動や政治警察の暗躍をくぐりぬけつつ、公然と弾圧を粉砕する戦闘

など、その一切の戦闘をプロ独樹立一権力奪取のための活動の一環として闘うこと、かかる活動を首尾一貫して行ない、戦闘をその先頭において担いつつ、大衆的な闘争組織にたいして、かかる戦闘への参加を不断によびかけ、支配階級との闘争をより組織的に拡大していくこと。

このことに加えて、大学当局、政府による（学生の）政治的、社会的活動に対する規制と弾圧の一つ一つの具体的あらわれに對してあいまいにさせず反撃することが重要である。現在、自民党、文部省の学生運動に対する認識は「暴力事件の温床」というものであり、日本共産党は「大学の自由回復の闘い」と称して、党機関の全体を「トロッキストの排除」のために動員すること（例えば教授会内の部分とか）、告訴を積極的行なっている。更に政府は、来年で期限がくる大学法の処理をめぐって新大学管理法の立法を用意している。

これらの大学当局、政府による学生の政治活動、社会活動の抑圧規制、弾圧に對して徹底的に對決し抜き、組織的団結と戦闘能力を保持し強化しなければならないのである。

③労働者階級、被抑圧人民との実際の団結から学ぶことの重要性。

この間、三里塚、相模原など現闘組織が設置され、現地の労働者、農民、住民の運動を発展させることに貢献し、又学生が自らの社会的位置を、労働者人民の状態を知ることによって実

際に洞察することに役立ってきた。同一地区内の労働者人民との地区的な共同行動などを推進し、プロレタリアート人民の諸々の組織が相互に結合し、自らの任務として政治権力を掌中におさめる能力を獲得するようそれらの組織とその活動を交差するのでなければならぬ。こうした学生の運動は、学生が、プロレタリアートの闘いに実際に連帯し、プロレタリア解放闘争に参加することを促進するであろう。またそれだけでなく、動揺しやすい学生に、多くのことを闘う労働者から学ばせるであろう。

日本における「学生運動」の主要な組織形態は、各大学における「自治会」運動、全国的には「全学連」運動としてはじまり、国際的には「国際学連」に加盟してきた。その組織の方針をめぐる論争から、分裂、離脱、などの歴史を経ながら、自治会運動以外の大衆組織「全共闘」をひとつの組織形態として生みだし、また闘争の沈静と共にこの組織運動もなくなってきた。現在では、日共、中核革マル、革労協がそれぞれ「全学連」という形で組織活動を展開している。「共産同」系諸分派は七回大会以後うち出された「全学連」反帝全学連の路線とか赤軍派系の「全共闘」解体、「軍」建設とか、蜂起派や烽火派などの「八派共闘解体」→「蜂起戦争派統一戦線」なる形で表現された実践によって「自治会」→「全学連」運動を未だ十分位置づけ得ない。または、上野君のような「なしくずし」転換に

よってとりいれようとしている部分が存在しているにすぎない。かつて、全共闘運動に参加していた無党派系の学生はその多くが反公害闘争や「地域住民」闘争など、「個別」的な戦線に参加している。

われわれは、日本共産党のように「学生層」の「要求」にア prioriに迎合し「学生運動」の枠を極力、「身のまわり要求」運動にどじこめるが学生の大衆的政治闘争を平和主義的、合法主義的に展開し、日共の議会進出への補助的闘いへ、つねに墮れるやり方とその担い手に對して闘ってきた。

またわれわれは、革マル派の「革命的學生運動」なる空文句実践的には、のりこえ主義によって革マル派を作っていく組織戦術に規定された学生運動しか是認できない路線すなわち、革マル派という組織の経済主義への転落と大衆組織と大衆に對しては自党派の路線を承認する限りで展開されるセクションナリズムと闘ってきた。

そして、また共産同系諸派の資本制社会で必然的に生れる自然成長的団結形態を、単に否定しそれへの評価をさけたこととか混乱を一層拡大してきた部分とも闘ってきた。

「プロレタリアート」に獲得された学生運動でなければならぬ「学生」といふ傾向とも決別してきた。

「学生」といふ存在が階級的には未分化の存在でしかなく生産関係のどちらの側にも直接的にはタッチしていないであるこ

とにふまえ、共産主義者が目的意識的にこの運動の指導路線をブルジョアジーに利益にならしめない方向でつくりあげなければならぬのである。

すなわち、学生大衆運動を、小ブル的だからダメだということではなく、あるいは、それ自身をプロレタリア的にするなどという觀念性から解放されて、共産主義者＝革命的学生の働きかけの独自の活動の重要性を確認しなければならぬ。そして、それが結果として、学生大衆組織の実際的大衆運動をブルジョアジーに利益するのではなく、また「学生層」自身それ自身の要求を単に是とするのではなくプロレタリアの運動と連帯した運動へもっていくために全力をあげて活動しなければならぬのである。

ブルジョアジーとその政府が、筑波大学法案や新大管法にみられる如く青少年学生への対策を一層強めている時、革命的学生の任務は一層重要である。

(四) 日本共産党の反動的敵対と闘い 学生戦線において革命的学生の ヘゲモニーを構築しよう

革命的学生の全体の活動の中で党派闘争の遂行は極度に重要

めている。

これは政治的方面での学生運動が客観的にみてプロレタリアートの闘いに連帯した歴史の教訓をもつて去ろうとするものである。

日本共産党は学生全体の運動を評価するにあたり、「学生層は小ブルジョアジーの一階層であり、現代日本の基本矛盾である米日反動勢力と日本人の対立関係の中で、小ブルジョアジー全体が果しうる一定の積極的役割」を共有するという視点をもち出している。このことが意味するのは、日共の「独立、平和、中立、民主主義の新しい日本をめざす」という『人民全体の闘争の一翼』として、学生全体がいわば「客観的に」「重要な社会的政治的役割」を果たすとされていること、そしてそれとともに、「学生層」の独自の利益を小ブルジョア的な利益そのものとして持ち出し要求として組織することに意義があるものとみられていること、この二点である。従って日共の学生に対する働きかけは二重に小ブルジョア的な主張になっているということができる。労働者階級解放の政治上の前提としてプロレタリア独裁をうちたてることをめざす委員会の、学生の闘いに対する基本的な立場は社会的諸矛盾に対する学生の闘争を支持・援助し、支配階級の抑圧に反対する政治的積極性をできるだけ促進し、プロレタリア解放闘争の先進的闘士として彼等の政治的・技術的・理論的・組織的能力と創造性を多面的に発展させる

なものとなっている。

日本共産党の国家権力への告訴・告発方針、革マル派の「党派闘争としての党派闘争」なる活動に対して（「共産主義者二九号」）革命的學生は、彼らを粉砕しきるための理論的武装を一層おしすすめ、強固な組織的戦闘力、行動力をふだんにつちかっけていかなければならない。あらゆる闘いの中で彼らから学生大衆をひきはなし、学生自治会の指導権をにぎらなければならない。

日本共産党は「大学の自由を回復することは、当面の学生運動の前進のために、緊急に解決されねばならない重要な課題であるばかりでなく、対外盲従の『連合赤軍』事件、テルアビブ事件が明白に示めたようにそれは今日の重大な社会的政治的問題である」（「赤旗」72・10・9「理論政策」N011）と主張している。彼らの活動の現時期における階級的役割をしっかりとおさえておかなければならない。

日本共産党の現在の学生運動の方針は「大学を民主主義の砦にする」という主張を「新日和見主義」と結びついていたと評価し、転換させつつ現在では「先進部分だけの運動」を排して「学生の共通の要求の実現」という地点に立脚して運動をおしすすめるようとしている。彼らは「黨員」の活動として授業によくでることを指示し、学生の自分にもとづいて「ストライキなどを学生の共通の要求」に限定しようとする傾向さえ生れはじ

事である。日本共産党に対しては次の諸点での対立を明らかにし、労働者階級解放への彼等の敵対を粉砕しなければならない。階級対立の隠蔽をあらゆる面から行ない、実際に闘争の破壊者となつていくこと。第一に学生自治会の限界性を最大限反動的に利用し、学生内の右翼的分子と結託し階級闘争の客観的存在から必然的にあらわれる学生層の政治的分化に反対している。第二に学生大衆の具体的要求をプロレタリア解放闘争の政治的・団結と学生の社会的・政治的活動の促進の観点から評価せず、ブルジョア的特権的要求や小ブル的個人主義要求を無原則にふりまわしている。第三に学生の広汎な労働者との共闘を否定し、狭い学團的な視点と活動を擁護している。第四に「大学の民主的改革」をかかげて前面におしだし、具体的に起こる学生や、大学職員と教授会、理事会との対立を民主的制度改革の問題にすりかえて抑圧している。

彼等は事実上党の独自活動の領域を議会主義を中心として設定し学生大衆の要求の実現を話し合いとしての闘争にとじこめることに汲々としている。彼等は労働者階級と人民にとつての権力の問題が、その政治的団結と支配階級に対する攻撃の全体の発展、特に革命党の強化と武装蜂起の準備にかかっていることを否定し、あたかも議会において決定されるかのように主張し、学生大衆の自主的、創造的活動の発展をおしとどめ、日共の議会活動に従属させようと努めている。

戦闘的大衆闘争へ暴力的敵対と、官憲とのゆ着と利用。日共は個々の暴力を抽象的にとりあげ非難し戦闘的闘争に敵対している。階級支配としての暴力を根本から一掃するために断固として闘う見地から支配階級の暴力に対決するのではなく、それとは全く反対に労働者・人民の暴力の行使に真向から反対し、事実上労働者・人民の暴力行使に反対する暴力だけが許されると説いている。第一に告訴・告発方針という形で資本家階級の暴力を是認し、擁護し、動員して労働者・人民の闘争に敵対し、かつ労働者・人民の内部に重大な官憲の介入の要素をひろげている。第二に「日本革命での犠牲は『トロツキスト』」に対する正当防衛権の行使」としてあらわれるなどと主張し、官憲のうしろだての下に労働者・人民の武装と戦闘的闘争に対し自ら率先して襲撃を行なってきた。

戦術上の日和見主義のおしつけ。彼等は党として日和見主義的な方策をとっているだけでなく、至る所で大衆組織に対して日和見主義の方策をおしつけ、人民大衆の政治的前進を妨げている。彼等は階級闘争が何かしら彼等の思い描くプログラムに沿って進行するかのよう説き、戦術上の日和見主義をあれやこれやの口実のもとに弁護している。

今日特に要請されるのは、日共の許すべからざる排外主義との闘争である。彼等は共産主義者の団結の国際性を否定し政党の内政不干渉論をたてまつり、プロレタリア国際主義が具体的な

活動の連帯として国際的団結を第一義的なものとするかどうかにかかっていることをあいまいにしてきたが、現在では極度の排外主義的主張をふりまわしている。彼等はアメリカ帝国主義の名によって日本支配階級を免罪し、實際上国益主義の立場から領土問題を主張している。日米帝国主義の利害対立について日帝の弱腰を非難するなど、全く労働者階級の利害を一国的、また民族的利害の下にあるものとして主張するものに他ならない。

教育体系再編の前進基地とされる

筑波新大学設置のねらい

「筑波大学法」についての次の文章は、この法案のまくろみを明らかにすると同時に、教育・研究制度全体の問題として、労働者・人民すべてが闘いの課題としてとりくむべきものとして「筑波大学」計画―筑波研究学園都市計画への反対を主張したものである。労働者・人民の全体的課題として確認し、学生の闘いにおいても断固として闘いぬかれねばならない。

(編集者)

二月一九日「筑波大学設置法」案が閣議決定された。その内容はこれまで出されてきた「筑波新大学計画」の線に沿ったものである。そして、この法案は単独の立法の形をとらずに「学校教育法」「国立学校設置法」「教育公務員特例法」の一部改正の形をとり、単にこの「筑波新大学」だけではなく、一般的

に現大学制度の変更としての意味をもたせようとしている。

「筑波新大学」計画はもととはいわゆる「研究学園都市計画」の一部として筑波地区に総合大学を設置するものとして立案され(六三年)、それと別に現在の東京教育大学の拡張と改編がもくろまれていたことと結びつき、東教大の「移転」として設置される方向がとられたものである。しかし、六八、九年の全国での闘争の波に直面した政府と反動的な東教大当局は、この大学をきわめて独裁的な管理を行なえるような、彼等にとってつごうの良い大学に作りあげること執念をもち始め、ちよど七〇年五月に最終答申された中教審(中央教育審議会)の答申の方向にもそった形で「計画」を作りはじめた。①教育システムのいわゆる「多様化」の方向での全面的再編成。②学校職員(教育労働者)、学生に対する系統的な管理強化。③教育内容における政府の介入と産学協同・軍学協同の深化。④という文部省のねらいの最も貫徹した「モデル大学」として企まれるにいたった。今年二月二三日に東教大の評議会(学長諮問機関)だが、従来の慣例上は大学教官の最高決定機関)が移転

問題について学長官島龍興の不信任を表明したことに示されるように、この「筑波新大学」の強行的な設置と改編内容は学生・教官層に対する統制強化と独裁的なやり口をすでに先行的に現在からあらさまに事実と化している。そのうえ、今回の法案の出しかたにもあらわれているように、決して「筑波大学」だけの改編としてあるのではなく、支配階級に最も都合のよい方向を求めた「テスト・ケース」であり、同時に突破口としての役割も持っているのである。

イデオロギー・統制・産学協同 制度化・侵略反革命と労働運動 抑圧への動員

政府、資本家階級は最近の教育政策論議においては、今後必要なものとしてイデオロギーの注入とその安定化にますます主張をしほりつつある。たとえば「多量にはらんする情報を正しく取捨選択できる感受性ゆたかな創造力にあふれる若者が必要である」「大学入学前、たとえば一二年間、希望者は社会福祉事業、コミュニティ建設活動、国土開発事業、あるいは開発途上国の社会奉仕等に参加し、これを修了した者に対しては大学への優先入学や授業料の減免などといった措置の検討がな

されなければならない。」(経済同友会、七十二年二月一日) また、「今後のわが国の教育は、美的、道徳的、特に宗教的情操の陶冶の重要性にいっそう注目すべきである。」特に教師のあり方いかんによって教育の成否が左右されるということの眞実性である。「われわれは徒らなるイデオロギー論争を排し、あくまで中正(〽)の道を目指すものである。」「品格と実力をそなえたよき日本人の育成に全力を注ぐべきである。この前提として、正しい国家観の育成こそ、現下喫緊の課題となっているのである。」(日本経済調査協議会)いわゆる土光委員会、七十二(三月)しかも、そのイデオロギー注入を単に精神主義的に言うだけでなく物的に保障し、教育への管理統制を深める中で制度的に実現しようとするのである。

この方向は、一つには学生に対する教育と管理・指導の面において、また二つには教官の研究のあり方・教官任用方法・教官と研究の管理の面において、三つに大学自体の独裁的な執行体制において貫徹されようとしているのである。そして四つにそれらを通じてイデオロギー上の権威的装置としての大学を反人民の反動的に大動員する資質を拡大しようとしている。また従来、「筑波新大学」が研究学園都市の一つの中心にすえられてきたことにはっきりと示されているように(大学の他は、国立の調査・検査・研究などの機関が移転・設置される)、この「新大学」計画がきわめて実利的な性格をもって配置・計

画されていることがわかる。他の官庁研究機関などと連係して米帝・E.Oとの通商戦にうち勝ち、アジア、アフリカ、ラテンアメリカに権益を築こうとする総資本の要請にこたえらるるとも、個々の個別資本の要請にも研究・高級中級の技術者研究者養成・製品試用の代行・製品購入と宣伝・保証などを通じてこたえらるものになっている。従ってこの「新大学」は最も直接的な意味で資本の要請に従順に応える産学協同と、さらには軍学協同に対してこそ「開かれた大学」として計画されている。さらに、この「新大学」が支配階級の構想する他の新構想大学、その他の高等教育機関の再編、そして資本家階級の主張する「生涯教育」(〽)の諸機関との関連でどのようなものとして位置づくのかが注目することがどうしても必要である。

現在政府、支配階級は防衛医大をはじめとして、教育研修の新構想大学院、国連大学、アジア侵略のためユネスコへの拠出金増額、国際研修校などを推進しようとしており、また他方では沖繩大学の統廃の策動などを進めている。七一年からは放送大学が開設された。このように、さまざまにわかれた「必要性」にそって、たとえば軍事技術と軍事作戦能力の向上・軍要員の確保などの「必要性」や資本の国際的進出、侵略反革命に「必要」なことなどからそれぞれに専門的な教育機関を作りあげることをめざしている。この方向は、中教審答申では高等教育機関を五種類にわけ、さらに四年制大学を「総合領域型」「専門

体系型」「目的専修型」の三つに区分する計画として示された。また教育研修についての例をあげれば、昨年の教育養成審議会や自民党文教制度調査会などの主張などでも研修体制の強化をさげ「教員としての生涯を通じて実施する」「新任教員は一年間の実施修練」などをうちだし、それと結びつけて争議規制などを含む「教員身分法」とか「教員団体への助成制度」などをと立て(教員に対する)教育と管理強化と労働運動対策・労働者分断を一律に実現するという「生涯教育」路線を一貫しておし出してきている。これはいわゆる公教育機関としてだけでなく、資本や政府企業の下でも追求されているのである。「新大学」計画は修士課程として「指導的教員研修」をとりこもうと、また筑波に学校教育研究センターを設けるなど個々の活動内容においても、この政府支配階級の要請にこたえ、また「職業訓練所と研究産業体の二面性」という「理念」をかかげ活動することによって高等教育機関を政府・資本家階級の意のままに活動すべきものとしておし出している。さらに政府・資本家のさまざまな特殊な要求にこたえるために分化させられた個々の部門をむりやり統合させるために強力な専制的な管理支配体制を必要とするという構造におちいり、その専制的管理・統制を実現しようとしているのである。そして文部省の構想の最もストレートな実験台としてあらゆる反人民的、反革命的もくろみに動員されるように準備されているといわなければならない。

教育大闘争 圧殺の結果 としての「新大学」計画

「筑波大学」計画が政治的に反動的で反人民的であることは、それが教育大闘争の圧殺の中から育ってきたことに最もはつきりあらわれている。

東京教育大で六七年に筑波への土地確保が決定され、マスタープラン委員会が具体的移転計画を強行推進して行くのに対して、学生と教官の反対闘争が戦闘的に闘われた。教官内の移転計画支持率五七%などという状況の中で、学長となった三輪光雄は大学予算要求として移転「調査費」を大幅に要求した。これに対して、教育の帝国主義的再編に反対する学生の闘争が大衆的に爆発し六八年六月からパレード・ストライキに突入り、六八―六九年の全国学園闘争の先陣をきった形となった。この闘争はこれまでの大学における学生の闘争が大管法闘争に典型的なように「大学の自治」の防衛の問題としてイデオロギー的に収約される傾向を多くもっていたのに対し、現に行なわれている社会諸部門の帝国主義的再編成に対してどのような態度をとるのか、また公教育の機能の防衛という形で出されてくる闘争敵対の主張に対して革命的な態度を貫くのかどうか厳しく問われる状況を生み出した。それまで「国大協路線」と呼ばれ

ていた教授会の自治による大学の自主性・独立性の確保という教官層のイデオロギー上の立場は客観的にいって崩壊を余儀なくされた。すでに事実上は文部官僚の事務掌握、技術系部門の産学協同の拡大・腐敗を軸として「大学の自立性、学問の自立性」という神話は崩壊してきていたが、この六八―六九年の闘争を契機として大学当局、教官層自らイデオロギー上の転換を大規模におし進めはじめた。そのことは東大闘争ではいわず「東大パンフ」の撤回としてあらわれた。東大では六九年二月に機動隊が導入され、パレード解除、ロックアウト、さらに理学部については「誓約書方式検問入構」の体制が敷かれるまでになった。マスタープラン委員会は中教審の動向などにあわせて「新大学構想」を策定し、七月評議会決定された。しかもこれは同時に機動隊によるキャンパス占拠、あらゆる政治社会活動の禁圧という状況下で行なわれた。一方、政府はこの年の八月について「大学立法」（大学運営臨時措置法）の強行採決に踏みきり、九月学長代行となった反動官島龍興はこの大学立法に基づき紛争報告書を提出した。

官島のもとで「新大学」計画はさらに強行的に進められ、七〇年四月には教官選考基準として「移転反対の者は教官に採用せず」という全くデタラメな基準を定めた。また、中教審答申に対しても「この構想が実施されれば、これまでわが国の大学がかかえてきた多くの問題点が解決されるばかりでなく、これ

からの社会における大学の役割が明確となり、貢献するところも飛躍的に増大する事が期待される」「社会の要請に正しく有効にこたえうるよう、学内外者を含めた運営機構を作るべきである。」「中枢の大学管理運営の執行機関を設け、責任の所在を明確にする。」「大学が一本となってもっとも有効な研究・教育を行ないうるような自治」（国大協に提出した官島の意見）などと言って、中教審答申を賛美したどころか、それより急進的・強行的に実現するよう求めたのである。

「筑波新大学」の文部省内の創設準備調査会は、七一年一〇月に「準備会」となり、また現在東大内に「筑波新大学開設準備会」が設けられ今年の一〇月に開校しようと準備を進めているが、この準備は多くの学生やまた教官の勇敢な戦闘的闘争の圧殺、流血の弾圧の上に推進されているものである。さらに現在でも、東大廃校に伴う反対派教官の解任や、留年して闘う学生に対する脅迫として強行的方策が永続的にとられている。

「筑波大学法案」の反動性

「筑波大学法案」は、具体的に何を定めようとしているのか。

第一に、学校教育法（学校法と略記）の中で従来の学部だけでなく、学部と同格の教育・研究組織を置けるとし、国立学校

設置法（以下設置法と略記）で筑波大学には「学群」および「学系」を置くとしている。これは学生の教育と教官の研究の機能を分離するためと称しているが、現在多くの教養部、教養学部で実行されているいわゆる「知識の切り売り」を制度的に固定化し拡大するものにほかならない。しかも、この学群の構成の仕方においては第一学群―第三学群で基礎的なものから応用的なものとなりわけ、さらに体育、芸術、医学の技術・技能的な専門学群をふりわけることによって、ちょうど中教審答申における「目的別多様化」のモデルを作りあげている。また例えば修士課程は、準備委の計画では、地域研究、経営・政策科学、環境科学、応用理学、総合工学、教育、体育、芸術、基礎医学として設置されるようになっていたが、これは実際の技術・技能労働力需要に直接即応するような形で設けられている。そして「学系の種類は文部省令で定める」と行政レベルに決定権を移行させようとしているのも、この実用主義的方向を保障するものである。

第二に、学校法で「大学に副学長を置くことができる」と定め、教特法「副学長は学長の選考で文部大臣が任命する」として副学長制を導入している。これは官島の主張にもあらわれていたように大学当局の中枢を官僚的に強化して、管理体制と統制を目的意識的に強化することをねらったものである。この副学長は準備会の計画では、研究担当、教育担当、医療担当、厚

生補導担当、総務担当と五人設けられる。そして制度上あきらかにいわゆる大学以外から担当者を導入することをねらったものである。この体制は資本と政府の要請に対して機能主義的に応えていこうとする専制的体制であることは明らかである。

さらに、この副学長制は「参与会（学外者も含め、大学の運営について学長に助言、勧告する）」と結びあわされて資本の要請にほとんど無条件に隷属する道を準備している。この参与会の権限は「助言、勧告」であるとはいえず、大学運営全般におよぶという絶大なものであり、学生と教官の政治上、社会上の諸活動を含め、あらゆる活動にも規制と干渉を加える強い危険性をもっているといわなければならない。この学外者と称しているのは、資本家階級のさまざまな分子や資本家階級のイデオログ、高級官僚を母体として連れてこられるのである。しかも現に東教大でも宮島の下では評議会においてではあるが、文部家永教授などに対する辞職勧告などが決議され、帝国主義支配者の腰ぎんちゃく達の手による左翼的分子のパージが陰険に策謀されたという事実があるのである。従ってこの参与会の反動的役割の危険性は決してありうるというだけのことではなく実際の発動が具体的に準備されているとまで言わなければならない。

このほか、管理機関として副学長の参加する「評議会」および「人事委員会」が設置される。特にこの人事委員会は、近い

将来にも大学教官に対する「厳正評価」「任期制」強行が予想される中できわめて巨大権限を持つ可能性があるが、やはり学長と政府、支配階級の統制が貫かれる可能性を強くもつものである。しかも従来の教授会による人事決定の機構を解体して専制的に改編されるしるものである。

さらに学内の管理・統制系統として学長―学群長・学系長という官僚制的指揮系統が強化され、教官会議などが一層無力化されることが明らかである。

第三に学校法で「医学または歯学の学部において、専門の課程とこれに進学するための課程とにわけないことができる」として筑波大学に限らず、医学系学部の技術専門学校的性格を制度的に強化することをねらっている。

※ ※ ※

文部省は予算案に創設費五十三億円を計上し、今年十月の開校、来年四月からの第一学群（基礎）と体育・医学両専門学群の学生うけいれをねらっている。「筑波大学」計画を一環とする支配階級の教育政策の反労働者的・反人民的性格を徹底的にあばき出し、とくには東教大筑波移転・改編に反対する学生と教官の闘争を正しく発展させ、協調主義・日和見主義・観念主義との闘争を貫く中でプロレタリア解放闘争の利益を守りぬくことが問われている。

（怒濤七六号から転載）

（注） 中 教 審 答 申

現在問題にされている中教審答申は、六二年に作業が開始され、六七年に正式諮問された「学校教育の総合的な拡充整備」という答申である。この答申は、六五年の後期中等教育（高等学校など）についての答申における「期待される人間像」などを中間的報告としてのごしつ、七一年六月に正式答申された。

中教審（中央教育審議会）というのは、文部省に設置されている他の審議会とは別格の政府の教育政策全般にブルジョアジヤその他の小ブル的分子の要求を反映させ、それをあたかも「国民の声」の反映であるかのよりに装うための機関である。たとえば、中教審の発足（五三年）から七一年までの歴代の正委員百八十九人の内訳は、学者六〇人、教育委員会代表・校長四人、資本家代表二人、官僚代表（文部省）二三人、評論家・作家十五人、マスコミ関係十三人、知事・市長六人となっている。このうちの学者などもブルジョアと人的結合の強い分子をよりよく構成されていることも周知の事実である。

この中教審は五十年代の教員の政治活動規制勸評実施等々をはじめ、多くの抑圧立法の推進者となってきた。

七一年答申は、教育制度全般にわたる内容をもっているが、

① 学校体系の複線化、目的別再編成を労働力需要の高度化に従

属して強行すること。② 教育労働者、および学生に対する徹底した管理強化と分断支配をねらい五段階給与、教頭の法制化、上級教員制、教員身分の差別化など、および大学法、「大管法」、学生寮への規制などを強行していくこと。③ 教育内容、人事、管理命令権などの面で教育に対する政府統制を強化し、同時に産学協同、軍学協同を推進することなどを盛りこんでいる。（くわしくは怒濤三八号、五五号などを参照）

発行責任者 労働者共産主義委員会

中央出版局

発行日 一九七三年五月二〇日

頒価 二〇〇円

発行所 東京都豊島区池袋2の11の2

白石ビル

怒濤社

(電話) 982(三三一)

(振替) (東京) 一四七二二二

労働者共産主義委員会
政治機関紙 (毎月2回 1日,16日発行)

定 価 30円

1年分(24回) 1000円(送料とも)

革命的労働者の闘いのために

電 話 03・982・3312
郵便振替 東京147121

怒 濤 社



The PROLETARIAN
CORRESPONDENCE

労共委英面機関誌 各号約P40

3ヶ月に1回発行 50セント

現在、第6号発売中

プロレタリア文庫

- 第1号 「沖縄問題」 ('71年9月) ¥150
第2号 「入管問題」 ('72年4月) ¥150
第3号 「釣魚台問題」 ('72年) ¥100
第4号 「73年春斗」 ('73年2月) ¥200

労働者共産主義委員会中央理論機関誌

共 産 主 義 革 命

現在 第4号準備中 1,2,3号バックナンバーあり

頒価 1号400円 2号350円 3号400円